

## 地域再生推進法人の形態と業務（案）

H29.1.25

南魚沼市が平成 28 年 12 月 13 日に地域再生計画「住まう喜びを感じるまち 南魚沼」実現プロジェクトについて認定を受けた。これに基づき、市では、市の実施機能補完のため地域再生事業を実施していく推進法人を指定しなければならない。

しかし、市で想定する地域再生計画に関係する業務が、CCRC 事業との調整や、人口問題に起因する移住定住促進や産業振興・雇用の創出など多岐に渡ること、また将来の「まちづくり」に向けて今後様々な機能を行政から引き受けることが予想されることから、その指定先としては、既存の企業や法人などでなく、新たな組織を整備することが望まれる。また、今後人口減少が進む中、行政規模の縮小も進むことから、民間主導での「まちづくり」「ひとづくり」が求められることから、平成 29 年 3 月末日を目途に法人登記から推進法人の指定までの完了を目指したい。

## 1. 組織設立

南魚沼市のほか、CCRC 推進協議会を構成する事業所その他市内の有力な事業所・組織が参画した組織で法人を設立する。

・法人形態：一般社団法人（仮）

・基金の組成

市や CCRC 推進協会参画事業所及びその他市内外で推進法人（まちづくり）への参画に賛同する事業所・組織から資金拠出をしてもらい基金を組成。

・基金準備予定額（基金）

合計 300 万円（南魚沼市及び民間企業で負担する。）

案）南魚沼市 100 万円+民間 20 万×10 事業所=300 万円

※ただし、設けなくても設立は可能。

## 2. 検討内容

### ①実施する事業・活動（目的）

法人が実施する事業・活動は資料 3-2 の通りで、その目的を定款の中に定めるものとする。

なお、平成 29 年度の従業者は 3 つの分野で各 1 名、合計 3 名及び主任級 1 名の 4 名程度雇用する。事業の進捗状況などについては、随時市と調整の上業務を進める。

### ②機関設計（理事・理事会・幹事など）と準備組織

- ・ 今後、2 月上旬に 4～5 名で構成する「推進法人設立準備委員会」を立ち上げ、実施する事業や活動を元に関係する人員の人数、選出（案）を行なう。
- ・ 法人登記は、市内の専門業者（司法書士）が行なう。  
（設立に要する期間は 1～4 週間）
- ・ 機関の具体的な構成、人数については、今後準備委員会で検討する。
- ・ 会計（経理）関係処理方法と担当者についても準備委員会において協議の上決定する。

※推進法人設立準備委員会は、CCRC 推進協議会から選出する。

### ③法人の名称

### ④主たる事務所の所在地

- ・ 事務所設置場所についても準備委員会の中で諮り、決定する。
- ・ 必要備品、消耗品などの洗い出しについても同様とし、事務所が決まり次第準備する。

### ⑤H29 事業の決定

- ・ 事業計画（実施事業）の作成
- ・ 事業費（収支予算書）の決定
- ・ 事業実施スケジュールの作成

### ⑥定款の作成

- ・ 市で案を作成し、準備委員会で諮り決定する。

### 3. スケジュール

#### 法人運営開始までのスケジュール

時 期	内 容	担 当
1月25日	・第5回 CCRC 推進協議会	
1月下旬	・推進法人設立準備委員会委員選出 (以降随時協議実施) ・法人設立準備業務委託	市
2月上旬	・法人形態の検討 ・構成員検討・役割検討 ・担当・実施事業の洗い出し	準備委員会 市 法人設立準備受託者
2月下旬	・事業の確定 ・詳細協議 ・定款等作成 ・従業者の決定 ・H29 事業計画・事業費・スケジュールの確定	準備委員会 市 法人設立準備受託者
3月上旬～中旬	・法人登記 ・事務所準備	専門業者 法人設立準備受託者
3月中旬～下旬	・法人組織（従業者）慣らし ・法人設立・理事会 ・設立総会	法人 関係事業者（拠出者・参画者）

#### その他

市で行うもの

- ① 推進法人指定要綱の作成
- ② 法人設立準備業務（一部委託）
- ③ 定款の作成、提案
- ④ 地域再生協議会の組織
- ⑤ 基金準備